

246 教育刷新委員会委員長報告「中央教育行政機構に関する

こと」文部大臣へ回付 [昭和二十三年二月]

(注記1)

文甲第九号	起	昭和二十三年二月十日	施行	昭和二十三年二月十日
案	昭和三十二年二月十日	上奏	昭和二十三年二月十日	公布
	昭和二十三年二月十日	昭和二十三年二月十日	昭和二十三年二月十日	昭和二十三年二月十日

内閣官房長官 内閣事務官

内閣総理大臣 花押 内閣官房次長

花押

若田国務大臣 花押 三木国務大臣 花押 水谷国務大臣 花押 鈴木国務大臣 花押

齋藤国務大臣 花押 森田国務大臣 花押 栗栖国務大臣 花押 竹田国務大臣 花押

西尾国務大臣 花押 木村国務大臣 花押 米窪国務大臣 花押 北村国務大臣 花押

一松国務大臣 花押 和田国務大臣 花押 笹森国務大臣 花押 波多野国務大臣 花押

別紙教育刷新委員会委員長報告

(注記2) 一、中央教育行政機構に関すること

右供覧

回付案

昭和二十三年二月十日

内閣官房長官

文部大臣宛

教育刷新委員会委員長から別紙のとおり報告があつたから命によつて通知します。

昭和二十三年二月七日

教育刷新委員会委員長 南原 繁 印

内閣総理大臣 片山 哲殿

教育刷新委員会第五回総会において左記事項を決議したので、これを報告する。

なおこの決議事項を速かに実現するよう取計らわれたい。

記

一、中央教育行政機構に関すること（別紙）
（注記）

一、学芸省（仮称）設置の根本方針

従来の文部省は、教育省たるの感が深く、科学、技術、芸術その他教育以外の文化の方面は、ともすると閑却される傾きがあつたが、われらはさきに日本国憲法に於て民主的で文化的な日本国を建設することを内外に宣言したのであつて、これがためには左記事項を根本方針として、新たに学芸省（仮称）を設置し、これに伴ひ文部省を廃止することが必要である。

（一）学芸省は、科学、技術、芸術、教育その他文化の均整のとれた向上と普及とについて、適切な奨励と斡旋とを行う。

（二）学芸省は、所管行政については、出来る限り、民意を尊重して、国民の創意と活動とを期待し、いやしくも科学、技術、芸術、教育その他文化の実体に干渉を加うるがごと

きことがあつてはならない。

（三）学芸省は、その所管行政の運営に當つては厳正公平な独立の立場を保ち、いやしくも、一部の社会的又は政治的勢力によつて動かされるようなことがあつてはならない。

（四）学芸省が文化の向上及び普及のために必要とする経費は、国費の分配に當つては、優先的に確保するという原則を確立する。

二、学芸省の権限

学芸省の権限は左の如きものとする。

（一）学芸省は、科学、技術、芸術、教育その他文化の向上及び普及に関する事務を所管する。

（二）学芸省は、所管行政については、さきに本委員会で決議したところに従い、その基本的事項については、中央教育委員会（仮称）の審議を経ることとする。

（三）学芸省は、思想、良心、宗教、言論、出版等の精神活動の自由に関する基本的人権の保障に、不断の関心を払い、科学、技術、芸術、教育その他文化の実体に干渉してはならない。

（四）科学、技術、芸術、教育その他文化に関する行政は、原則として、これを学芸省に綜合して国民に対する行政の窓口を単純化し、各庁間の権限の重複又は争議のごときことをなからしめる。

三、学芸省の組織

学芸省には、大臣官房のほか

(一)文化一般に関する事項を所管する局(例へば文化局)

(二)人文科学及び自然科学に関する事項を所管する局(例へば科学局)

(三)運動、競技、体育等に関する事項を所管する局(例へば体育局)

(四)文化に関する各種統計及び調査を所管する局(例へば統計調査局)

(五)教育に関する事務的事項を所管する局(例へば教育事務局)

(六)教育施設の保全拡充に関する事項を所管する局(例へば教育施設局)

等の数局を置く

(備考)

本案の実施に当つては、現在進行中の学制改革等の完遂につき遺憾なきを期するよう留意すべきものとする。

(注記1)

「学事」

(注記2)

「^(加筆)二六」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「^(朱書)文甲九」

「公文類集 第七十三編 卷百二十三 昭和二十三年 学事」
全 教育刷新委員会委員長(報告) 2A. 28-2. ③3287